

○療育(愛護)手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と生計を一にする方又は常時介護者が自動車を運転する場合

区分	障害の程度
療育(愛護)手帳の交付を受けている方	障害の程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害の程度が1級であり、かつ、次のいずれかに該当する方 (1) 通院医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 (2) (1)以外の方で、精神通院医療を受けていることについて、通院している医療機関から証明を受けた方

